

# 特定猟具使用禁止区域(銃)の指定概要

番号	タ	名称	西吉野特定猟具使用禁止区域(銃)	面積	3,000 ha
指定期間	令和2年11月1日 から 令和12年10月31日まで				
指定区域	<p>五條市車谷町と西吉野町百谷との字界並びに五條市と下市町との境界の交点を起点とし、同所から五條市と下市町との境界を南進し、西吉野町百谷と西吉野町唐戸との字界の交点に至り、同所から西吉野町百谷、西吉野町平沼田、西吉野町夜中及び西吉野町黒淵と西吉野町唐戸、西吉野町八ツ川、西吉野町鹿場及び西吉野町小古田との字界を南西進し、東進し、丹生川との交点に至り、同川を南西進し、宗川との合流点に至り、同所から西吉野町黒淵及び西吉野町大日川と西吉野町城戸及び西吉野町西野との字界を南西進し、奈良県と和歌山県との境界の交点に至り、同所から同境界を北西進し、五條市阪合部新田町と西吉野町大日川との字界の交点に至り、同所から同字界を北進し、東進して起点に至る一円の区域</p>				

## 参考図面

